

三菱地所グループ グリーン調達ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、「三菱地所グループ環境基本方針」及び「三菱地所グループ環境管理規程」に基づき、三菱地所グループが、地球環境との共生に積極的に取り組み、地球環境の負荷低減に貢献するため、環境負荷の少ない資機材の調達及び工法等の採用(「グリーン調達」)の推進を図ることを目的とし、各事業グループあるいは各グループ会社が基準書を定める場合の指針を示すものです。

2. 適用

本ガイドラインは、三菱地所グループが調達する全ての製品、サービス、設計・施工に適用します。

3. 基本方針

グリーン調達に当たっては、以下の事項を基本方針とします。

- ① 省資源・省エネルギー
金属資源や化石燃料等の資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ② 環境汚染物資等の削減
地球環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されること
- ③ 生物多様性の保全
生物多様性の保全と持続可能な利用に努めること
- ④ 長期使用性
耐久性の向上、修理や部品交換の容易さ等を考慮して、長期間の使用が出来ること
- ⑤ リサイクル可能性
リサイクル可能であるように設計され、回収・再使用されるシステムがあること
- ⑥ 再生材料等の利用
再生材料や再使用部品を使用していること
- ⑦ 処理・処分の容易性
廃棄時の処理・処分の容易性、焼却施設や埋立処分場への負荷等に関して配慮されていること
- ⑧ 調達総量の節減
調達する製品・サービス等の必要性の考慮、有効利用の徹底、計画的な調達等により、調達総量の節減を図ること

尚、調達する製品・サービスの環境負荷の判定を行う際は、資源・原料の採取から廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じた、様々な地球環境に対する負荷を総合的に評価

するよう努めるものとします。

4. 環境配慮確認事項

(1) 事務用品

事務用品の購入に当たっては、原則として以下のいずれかを満たすものを優先的に選定するよう努めるものとします。

- ① 社会的に認知された環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、FSCロゴマーク、再生紙使用マーク等）が表示された物品
- ② グリーン購入法適合商品
- ③ エコ商品ねっと（GPNデータベース）に登録されたグリーン購入法の判断基準適合品
- ④ メーカー独自の環境ラベルが表示された物品

(2) 事務用品以外の製品

事務用品以外の製品の購入に当たっては、上記(1)を考慮すると共に、以下の通り、環境に配慮されたものを優先的に選定するよう努めるものとします。

- ① 省資源・省エネルギー
少ない資源（金属資源・化石燃料等）やエネルギーで製造され、使用中に消費される資源やエネルギーの量が少ないこと
- ② 環境汚染物質等の削減
 - i) 地球環境や人の健康に影響を与えるような物質（有害化学物質・重金属・オゾン層破壊物質等）の使用量の削減、または他物質へ代替していること
 - ii) 廃棄時の燃焼等に伴い生成・排出されるNO_xやダイオキシンなどが出来るだけ少なくなるように設計されていること
- ③ 生物多様性の保全
 - i) 生物多様性の保全と持続可能な利用への配慮がなされていること
 - ii) 木材については、森林が適切に管理されていることを審査する森林認証制度に基づく認証製品の採用や国産材の利用拡大に配慮がなされていること
 - iii) 無農薬・低農薬・有機肥料等により栽培された植物系の天然素材、薬物類の使用を抑制した環境で飼育された動物系の天然素材等を使用した製品であること
- ④ 長期使用性
耐久性、修理や部品交換の容易さ、保守・修理サービスの充実度、機能拡張性やアップグレード可能性に優れていること
- ⑤ リサイクル可能性
 - i) 製品にリサイクルしやすい素材を使用していること
 - ii) 素材ごとに分離・分解・分別が容易な設計をしていること
 - iii) 使用済み製品を回収し、リサイクルするシステムがあること

⑥ 再生材料等の利用

再生材料や再使用部品を使用した製品であること

⑦ 処理・処分の容易性

- i) 廃棄時の可燃・不燃材料の分解性、有害物質の分別除去の容易性が高いこと
- ii) 焼却施設や埋立処分場への負荷などに配慮して設計されていること

⑧ 再使用可能性

- i) 製品が再使用可能であるように設計されていること
- ii) 使用済み製品を回収し、再使用するシステムであること

(3) サービス

業務委託等のサービスの発注に際しては、受注者が業務を行うに当たり、環境配慮を積極的に実施するように仕様書等に明記するとともに、環境負荷低減材料及び環境負荷の少ない資機材の使用等、環境配慮提案を求め、これらを優先的に採用するよう努めるものとします。

(4) 建物の設計・施工

建物の建設には、多くの資材を多量に消費し、建物のライフサイクルにわたって地球環境に対して直接的・間接的に様々な影響を及ぼすことを認識し、設計会社、施工会社等に対して環境負荷低減材料、環境負荷低減に寄与する資機材及び構工法の優先的な調達を検討し、環境に配慮した技術的提案を行うことを求め、これを最大限採用するよう努めるものとします。

建物の設計・施工の選定に当たり確認する環境配慮項目は以下の通りとします。

- ① 建物設計におけるエネルギー・資源消費の抑制・合理化
- ② 建物設計における大気への放散物質の抑制・削減
- ③ 建物設計における建物運営管理に伴い発生する廃棄物を抑制・削減し、リサイクルを促進する機能の導入
- ④ 建物設計における緑化環境の保全・推進
- ⑤ 建物解体工事における廃棄物の適正な対処・削減・リサイクルの徹底
- ⑥ 建物解体・新築工事におけるエネルギー・資源消費の抑制・合理化
- ⑦ 建物解体・新築工事における大気汚染の抑制・削減

5. 取引先企業選定に当たっての留意事項

取引先企業の選定に当たっては、品質、価格、信頼性、技術力等を考慮するとともに、取引先候補の環境配慮への取り組み状況を選定基準の一つとして考慮するよう努めるものとします。

取引先企業選定に当たり確認する環境配慮項目は以下の通りとし、公開情報、アンケー

ト調査等により把握するよう努める。

- ① 環境マネジメントシステムの導入：ISO14001、エコステージ、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入、若しくは第三者認証取得
- ② 環境に関する法規制・基準等への対応
- ③ 省資源・省エネルギーの推進
- ④ 有害化学物質等の適正な管理、削減
- ⑤ 生物多様性保全への取り組み
- ⑥ 環境配慮型製品の製造、販売
- ⑦ グリーン調達の推進
- ⑧ 環境負荷ができるだけ小さい包装・梱包を行う物流の実施
- ⑨ 低燃費・低公害車による商品の納入
- ⑩ 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
- ⑪ 自社の環境配慮への取り組み状況に係る情報の積極的な公開、提供

附 則

- (1) 本ガイドラインは、社会情勢の変化等により必要に応じ随時改訂します。
- (2) 本ガイドラインは2011年11月1日より施行します。

以 上

(制 定) 2011年11月1日